

# ○蒲郡市幸田町衛生組合同規約

(昭和三十八年四月十八日  
指令地第二百六十一号)

改正	昭和四〇年	五月	八日	指令地第	八五号
	昭和四五年	一月	二八日	指令地第	一六号
	昭和五四年	四月	六日	指令地第	八一三号
	昭和五八年	二月	一八日	指令地第	四一六号
	昭和六〇年	四月	一日	指令地第	一七八号
	平成一一年	二月	一九日	指令地第	一一一三号
	平成一八年	三月	三〇日	一七東行第	五五七号
	平成一九年	三月	三〇日	一八東行第	二二八号
	平成二三年	一〇月	一二日	三市第	八八九号

## (名称)

第一条 この組合は、蒲郡市幸田町衛生組合（以下「組合」という。）という。

## (組織する地方公共団体)

第二条 組合は、蒲郡市及び額田郡幸田町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

## (共同処理する事務)

第三条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

第一編 総規 (蒲郡市幸田町衛生組合同規約)

A [蒲郡衛生二七]

- 一 し尿処理場の建設及び維持管理並びにこれに附帯する事務
- 二 斎場の建設及び維持管理並びにこれに附帯する事務

## (事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、蒲郡市旭町一七番一号蒲郡市役所に置く。

## (議会の組織及び議員の選挙の方法)

第五条 組合の議会の議員の定数は、十二人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

- 一 蒲郡市 七人
- 二 幸田町 五人

2 組合の議会の議員は、組合市町の議会の議員の中から当該市町の議会において選挙する。

3 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた組合市町は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

4 組合の議会の議員の任期は、二年とする。ただし、前項の規定により、選挙された組合の議会の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第二項及び第三項の選挙が終つたときは、組合市町長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

## (執行機関の組織及び選任方法)

第六条 組合に、管理者一人、副管理者二人及び会計管理者一人を置く。

2 管理者は、蒲郡市長をもつてこれに充てる。

3 副管理者は、幸田町長及び蒲郡市副市長を、会計管理者は、蒲郡市会計管理者をもつてこれに充てる。

4 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者があらかじめ指定する副管理者がその職務を代理する。

5 第一項に定める者を除くほか、必要な職員を置く。

6 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第七条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)のうちから一人及び組合の議会の議員のうちから一人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、組合の議会の議員のうちから選任される者にあつては組合の議会の議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(経費支弁方法)

第八条 組合の経費は補助金、寄附金その他の収入をもつて支弁し、なお不足するときは、次の各号の経費を当該各号に掲げる割合で組合市町が負担する。

一 組合の議会に要する経費 組合の議会の議員の定数に応じた割合

二 経常経費(地方債償還利子を含む。)

イ し尿処理場 組合市町の前年度投入量に応じた割合

ロ 斎場 組合市町の前年度の利用者数に応じた割合

三 建設費(地方債償還元金を除く。)

イ し尿処理場 組合市町の前年度投入量に応じた割合

ロ 斎場 組合市町の前年度十月一日現在の住民基本台帳に記載されている人口に応じた割合

四 地方債償還元金 当該地方債の借入年度において、前号に規定するところにより決定された割合

2 前項の組合市町の負担金の総額は、毎年度組合の議会の議決で定める。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則 (昭和四〇年指令地第八五号)

この規約は、愛知県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則 (昭和四五年指令地第一六号)

この規約は、愛知県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則 (昭和五四年指令地第八一三号)

この規約は、愛知県知事の許可のあつた日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五八年指令地第四一六号)

1 この規約は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 この規約の施行日前に借入れた地方債償還元金の組合市町の負担割合については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年指令地第一七八号)

1 この規約は、愛知県知事の許可のあつた日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

2 改正後の蒲郡市幸田町衛生組合規約第八条第一項第三号の規定にかかわらず、昭和五十九年度に借り入れた地方債償還元金の組合市町の負担割合は、蒲郡市八十パーセント、幸田町二十パーセントとし、同年度前に借り入れた地方債償還元金の組合市町の負担割合は、蒲郡市八十五パーセント、幸田町十五パーセントとする。

附 則 (平成一一年指令地第一一三号)

この規約の規定中第五条第一項の改正規定、第七条第二項の改正

A [蒲郡衛生二七]

規定及び第七条に一項を加える改正規定は平成十一年四月三十日から、その他の規定は平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一七東行第五七号)

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一八東行第一一八二号)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年二三市第八八九号)

(施行期日)

1 この規約は、愛知県知事の許可のあつた日から施行する。ただし、第二条の規定は、蒲郡市幸田町衛生組合が建設する斎場の供用開始の日から施行する。

(地方債償還元金に関する経過措置)

2 この規約の施行前に借り入れた地方債償還元金の組合市町の負担割合については、なお従前の例による。

(経常経費に関する経過措置)

3 蒲郡市幸田町衛生組合が建設する斎場の供用開始の日の属する年度における第二条の規定による変更後の蒲郡市幸田町衛生組合規約第八条第一項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「組合市町の前年度の利用者数に応じた割合」とあるのは、「組合市町の前年度の蒲郡市斎場の利用者数に応じた割合」とする。